

令和2年度

第1回水戸市酒門市民センター運営審議会

日 時 令和2年 7月10日(金)

午前10時00分から

場 所 水戸市酒門市民センター ホール

次 第

1 開 会

2 委嘱状交付

3 会長・副会長選任

4 会長あいさつ

5 議 題

(1) 令和元年度利用状況について

(2) 令和2年度水戸市市民センター運営方針及び重点目標について

(3) 令和2年度事業計画(案)について

(4) その他

6 閉 会

水戸市酒門市民センター運営審議会委員名簿

任 期：令和2年4月1日～令和4年3月31日

(順不同・敬称略)

	氏 名	役 職	備 考
1	有 川 秀 男	ふるさと酒門をつくる会会長	
2	大 場 政 義	酒門いきいきスポーツクラブ 運営委員	
3	山 口 和 枝	社会福祉協議会酒門支部副支部長 民生委員	
4	苅 谷 一 郎	ふるさと酒門をつくる会副会長	
5	澤 井 しげ子	酒門小学校施設夜間開放運営委員	
6	石 塚 昌 義	酒門小学校校長	

(1) 令和元年度 利用状況について

【月別利用人数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
ホール	692	844	736	1,232	835	836	505	677	772	738	709	0	8,576
和室	163	219	157	165	165	144	130	152	153	190	92	0	1,730
学習室	157	186	234	233	230	188	173	181	191	144	170	0	2,087
調理室	0	86	28	80	0	11	42	23	45	49	11	0	375
計	1,012	1,335	1,155	1,710	1,230	1,179	850	1,033	1,161	1,121	982	0	12,768
30年度	1,119	1,380	1,239	1,635	1,043	1,336	945	1,195	1,085	1,074	1,139	1,269	14,459

【月別利用件数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
ホール	39	41	43	41	33	41	36	43	40	39	38	0	434
和室	16	16	16	17	13	16	13	16	15	18	12	0	168
学習室	18	22	27	29	14	23	19	24	27	18	26	0	247
調理室	0	3	2	5	0	1	3	3	3	4	1	0	25
計	73	82	88	92	60	81	71	86	85	79	77	0	874
30年度	83	88	96	95	73	101	79	89	88	88	83	87	1,050

【月別図書貸出】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
冊数	8	8	11	20	17	4	8	3	4	4	1	0	88
人数	8	8	8	7	7	4	6	3	4	4	1	0	60
30年度冊数	15	9	6	13	5	6	4	5	14	5	7	28	117
30年度人数	5	4	5	9	5	4	3	5	7	5	6	8	66

【年度別利用状況】

年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
件数	1,129	1,260	1,125	1,082	797	1,032	1,049	1,100	1,137	1,124	1,055	1,050	874
人数	30,961	19,721	25,842	20,508	16,421	16,067	14,057	15,233	15,513	14,999	14,358	14,459	12,828

(2) 令和2年度水戸市市民センター運営方針及び重点目標

運 営 方 針

近年、人口減少社会や超高齢社会の到来をはじめ、都市化の進展、価値観の多様化、生活圏の拡大など、市民を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした状況にあっても、市民が安心して暮らし、幸せを感じられるまちを形成していくためには、今後ますます地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進が必要となる。

市民センターにおいては、地域コミュニティ活動の拠点として、その継続や発展に向けた支援に努めるとともに、生涯学習活動の拠点として、その充実や成果を生かす環境づくりに努め、さらには、東日本大震災や令和元年東日本台風での経験を踏まえ、地域防災活動の拠点としての機能充実を図っていくものとする。

重 点 目 標

1 地域コミュニティ活動の推進

(1) 地域コミュニティ活動の活性化

ア 地域自らが地域の将来像や課題を共有し、特色のある地域づくりや課題の解決を進めることができるよう、地域コミュニティプラン実現に向けた取組への支援を促進し、住みよいまちづくり推進協議会を中心とした自主的な活動を推進する。

イ 各種コミュニティ団体等の活動を支援するとともに、NPO等との連携を促進しながら、よりよい地域づくりに向けた情報の共有化を進めるなど、地域コミュニティ推進体制の充実、連携強化を図る。

ウ 町内会・自治会への参加意識や自治意識の高揚を図るため、地域団体や関係機関と連携強化を図り、地域コミュニティ活動内容を積極的に発信するとともに、地区会の基盤である町内会・自治会の加入率の向上に努める。

エ 市民自らが意欲を持って地域活動に参加できるよう、一人一役運動を進めるほか、人材育成のための研修会を通して、地域を支えるリーダーづくりを推進する。

(2) 地域コミュニティ活動環境の充実

市民センターにおける様々な活動環境の一層の充実に向け、施設の利用状況や地域の実情等にあわせたコミュニティルームの積極的な利用を促進するとともに、長寿命化型改修の実施及び施設の利用者数や周辺の状況等を踏まえつつ狭あい駐車場の解消に努める。

(3) 地域防災活動との連携

災害発生時の初動対応については、地域における防災組織が重要な役割を担うものであることから、平常時より、地域での防災訓練への支援、地域における災害リスクや連絡体制の確認を行うなど、地域における防災組織との連携を図る。

2 生涯学習活動の推進

(1) 学習機会の充実

生涯学習活動の拠点施設である市民センターにおいては、「個人の要望」する学習による生きがいづくりを進めるとともに、家庭教育への支援や青少年の健全育成、少子・高齢化への対応などの「社会の要請」に応じた現代的課題を取り扱った学習機会を提供する。

そのため、水戸市における生涯学習事業を総称した「みと弘道館大学」に位置付けた、一般教養講座や定期講座を開催するとともに、みと好文カレッジにおける事業を活用しながら、市民のライフスタイルに定着し、生涯にわたって学び続けることができるよう、学習機会の充実に努める。

ア 市民ニーズを捉えた学習機会の提供

市民の学習ニーズを把握し、健康で生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、生涯学習のきっかけづくりを図るとともに、それぞれの世代に合った学習機会の提供に努める。

イ 現代的課題を取り扱った講座の開催

変化の激しい社会情勢に対応していくため、成人学級、高齢者学級等の講座に現代的課題を取り扱ったテーマを組み入れるなどの手法により、地域課題を主体的に捉える学習機会の充実に努める。

また、事業実践集を活用し、地域団体と市民センターが一体となった協働事業を積極的に展開する。

ウ 家庭教育学級（ふれあい学級）等の開催

家庭は、子どもが基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割があることから、家庭教育について考える機会を提供するため、家庭教育学級を開催するほか、未就園児の保護者が家庭教育について学び、各家庭が家庭教育に自主的に取り組むことができるよう支援するため、家庭教育強化事業を実施する。

(2) 学習の成果を生かす環境づくり

生涯学習の成果がボランティア活動や地域づくりに生かせるよう、地域人材の発掘・育成を行い、地域の活性化や特色あるまちづくりに生かしていくための環境づくりを進める。

ア 地域資源の活用推進

市内には、歴史的な資産や史跡をはじめ博物館、歴史館などの文化施設、学校や大学などの物的資源やそれぞれの施設に所属する職員などの人的資源があり、豊かな地域資源に恵まれている。このような地域にある資源を活用した事業を開催するとともに、生涯学習の振興に取り組む機関や団体との連携を図りながら、地域資源の有効活用を推進する。

イ 学習の成果を発表する場の創出

市民センターを会場に開催している講座の展示会や発表会など、生涯学習の成果を発表する場を創出することにより、学習者同士や参加者との交流を拡大させ、新たなネットワーク構築に努める。

ウ 学習の成果を地域活動に生かす仕組みづくり

生涯学習の成果をボランティア活動や地域活動に生かすことが、地域の活性化に大いに役立つものと期待されている。市民センターで学んだ市民が、その成果を地域コミュニティ活動につながるよう、人材の育成と活用に努める。

エ 事業評価に基づく事業の推進

市民センターの講座や事業に参加した市民が日常生活の中で生涯学習の成果をどのように生かし、また、地域の中でどれだけ活動に関わっているのかなど、事業の成果を検証することが求められている。

市民センターにおいては、実施した講座や事業について自己評価を行うとともに、自己評価をもとに、運営審議会等第三者機関による検証を行い、効果的な事業運営を図る。

(3) 家庭・地域・学校の連携の強化

家庭・地域・学校が目標や課題を共有し、それぞれが連携して対応策について取り組めるシステムを構築し、地域社会全体の教育力の向上を図る。

市民センターにおいては、それぞれをつなぎ結ぶ地域拠点施設としての機能充実に努める。

ア 次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む

家庭・地域・学校が相互に連携を図りながら、様々な形で異年齢集団での交流や大人と接する事業など、子どもたちが直接体験する場を提供し、社会全体で次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む活動の推進に努める。

イ 社会全体で支える家庭教育

子どもたちが健全に成長していくためには、良好な家庭環境や社会環境を整える必要がある。そのために、家庭の教育力の向上だけでなく、家庭・地域・学校が一体となって子どもたちの成長を温かく見守りながら、家庭教育を社会全体で支える仕組みづくりに努める。

(3) 令和2年度 事業計画(案)について

1 地域コミュニティ活動の推進

新型コロナウイルス感染症の拡大により、ふるさと酒門をつくる会と各種関係団体の事業が中止または縮小されている状況ではあるが、引き続きコミュニティ活動への支援に努める。

(1) 酒門地区主要事業

【水戸市体育祭関係】

期 日	曜	事 業 名	備 考
10月18日	日	第59回酒門地区市民運動会	中 止
10月31日	土	酒門地区市民歩く会	コース未定

【敬老会】

期 日	曜	事 業 名	備 考
9月20日	日	令和2年度酒門地区敬老会	式典は中止

【第27回ふれあい酒門まつり】

期 日	曜	事 業 内 容	場 所
3月 7日	日	○作品展示・芸能発表 市民センター定期講座 協力団体 ○ふれあい広場 地区関係団体 ○特別参加 酒門幼稚園 酒門小学校金管バンド部 水戸第四中学校吹奏楽部 他	コミュニティ センター 市民センター

2 地域防災組織活動の推進

地域防災活動の基本となる防災組織について、これまでの組織をもとに、水戸市発行の「地域防災活動（避難所運営）マニュアル」を参考にしながら、ふるさと酒門をつくる会と協議し、現状に即した組織づくりを支援していく。

また、防災訓練・研修等について、市関係機関と連携を図り情報の収集・提供に努め、災害時に即応できる体制の確立と地域住民の防災に対する理解と防災意識の高揚を図るため実施に向け支援していく。

3 生涯学習活動の推進

(1) 定期講座

新型コロナウイルス感染症の拡大により市民センターの利用制限が3月から実施され、6月からは手洗い・消毒・換気などの感染防止策を講じながら段階的に解除となり、7月から全面解除となった。

【教室】

期 日	曜	事 業 内 容	講 師	場 所	人 数
第2	金	〈新規講座〉 たのしい童謡教室	飛 田 淳 子 増 淵 亜 依	市民センター	再募集中
第1	土	たのしい蕎麦打ち教室	小 林 茂	市民センター	17

【クラブ】

期 日	曜	事 業 内 容	講 師	場 所	人 数
第1, 2, 4	月	気功太極拳クラブ	鯉 沼 純 子	市民センター	22
第1, 3	月	フラダンス	篠 田 純 子	市民センター	8
第1, 3	月	陶芸釉友	(自 主)	市民センター	8

期 日	曜	事 業 内 容	講 師	場 所	人数
第1, 3	火	骨盤体操教室	根 本 貴世子	市民センター	30
第1, 3	火	茶道(表千家)	檜 山 洋 子	市民センター	6
第1, 3	火	コミュニティーカラオケ	岬 ゆう子	コミュニティセンター	17
第2, 4	火	ヨーガ	佐久間 恵 子	市民センター	18
第2, 4	火	書道	楊 厚 志	市民センター	12
第3	水	お菓子づくり	塚 原 秩 子	市民センター	12
第1, 3	水	フォークダンス	海老沢 あや子	市民センター	9
第2, 4	水	生花つわぶき	木 村 紀代子	市民センター	8
第2, 4	水	ピラティス教室	岡 田 典 子	市民センター	15
第2, 4	水	リフレッシュ3B体操	井 上 倫 子	市民センター	7
第2, 4	木	囲碁	(自 主)	市民センター	16
毎 週	木	コールすみれ	益 子 州出男	市民センター	12
毎 週	木	酒門卓球	深 谷 久 子	市民センター	19
第2, 4	金	フラワーアレンジメント・ ガーデニング	鈴 木 花岡美	市民センター	11
第1, 3	金	絵てがみ	鯨 和 子	市民センター	12
第1, 3	土	ペン習字	(自 主)	市民センター	3
第1, 3	金	さかどカラオケ	上 杉 京 子	市民センター	13
第1, 3	土	土曜カラオケ	中 川 ちさと	コミュニティセンター	14
第2	土	レザークラフト	栗 原 理 子	市民センター	10

(2) 一般教養講座

【酒門女性学級（成人女性対象）】

期 日	曜	事 業 内 容	講 師	場 所
9月 4日	金	移動学習（常陸太田市～那珂市） ヨネビシ醤油～木内酒造～那珂市歴史民俗資料館		
11月 5日	木	ひもトレ	古 谷 久生子 先生	市民センター
2月26日	金	味噌づくり教室	秋葉糶味噌醸造（株）	市民センター

【酒門学級（高齢者対象）】（酒門地区高齢者クラブ連合会との共催事業）

期 日	曜	事 業 内 容	講 師	場 所
12月18日	金	移動学習 石切り山脈・旧つくば海軍航空隊司令部庁舎他		笠間市方面
12月25日	金	そば打ち教室	水戸蕎麦塾代表 小林 茂 他	市民センター
2月26日	金	味噌づくり教室	秋葉糶味噌醸造（株）	市民センター

(3) 家庭教育講座

【酒門ふれあい学級】（酒門幼稚園との共催事業）

期 日	曜	事 業 内 容	講 師	場 所
10月27日	火	おもしろ理科先生講座	石 孝 弘 先生	酒門コミュニティセンター
2月 9日	火	親子ヨガ教室・育児相談	十 万 久美子 先生	酒門幼稚園 (対象：年中組)
2月10日	水	わが家の防災	水戸市防災・危機管理課	酒門幼稚園 (対象：年長組)

【家庭教育強化事業】（子育て広場との共同事業、酒門小学校との連携事業）

期 日	曜	事 業 内 容	講 師	場 所
10月28日	水	親子手遊び, 読み聞かせ教室	子育て支援パートナー 十万久美子 先生	市民センター
12月16日	水	クリスマス会 (酒門幼稚園と共催)	子育て支援・多世代交流 センター わんぱくみと ふるさと酒門をつくる会	市民センター
1月22日	金	酒門小学校入学児童保護者講座	矢口みどり 先生	酒門小学校

【青少年教育講座】（子どもの居場所づくり事業）

期 日	曜	事 業 内 容	講 師	場 所
8月 3日	月	夏休み絵画教室 午前コース	絵画講師 関口 広子 先生 照沼めぐみ 先生	中 止
4日	火	午後コース		

(4) 地域連携事業

【水戸郷土かるた大会】

今年度からふるさと酒門をつくる会が主催となり実施する

期 日	曜	事 業 内 容	場 所
1月23日	土	酒門学区水戸郷土かるた大会	市民センター

【第27回ふれあい酒門まつり】（ふるさと酒門をつくる会との連携事業）

ふれあい酒門まつりは、市民センター定期講座の貴重な発表の場であるため、多くの団体の参加を促していきたい。

【子育て広場】（ふるさと酒門をつくる会との連携事業）

昨年度からふるさと酒門をつくる会福祉厚生部会の協力により実施してきた。

今年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により6月から再開した。今後も感染防止策を講じながらの実施となるが、積極的にPRを行うとともに2回のイベントを盛り込むなど地域全体での子育て世代への支援に努める。

4 その他

水戸市市民センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治体（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第3条 前条に規定する市民センター（以下「センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認められるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号いずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれのあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれのあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗教若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(管理譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号いずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害があっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、その使用が終わったとき、又は前条に規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、現状に復さなければならぬ。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

4 会長は、審議会の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第10条から第13条までの規定は平成21年12月1日から、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後のセンターの使用の許可は、同日前においても、第4条の規定の例により行うことができる。